

☆臼杵で子育て中☆

臼杵市子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

大分県 臼杵市

はじめに



白杵市では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の規定により、平成17年度から平成26年度までの10年間を前期・後期に分けた「すくすく健やか白杵っ子育成プラン」（次世代育成支援（前期・後期）行動計画）を策定し、「子育てに伴う喜びを実感できるまちづくり」を最終目標に、すべての子育て家庭への支援をはじめ、次代を担う子どもの教育の充実など幅広い施策に重点的に取り組んできました。

しかし、少子化の波は止めることができず、今のままでは、30年後には子どもの数が約半数になると予測されております。

国においても少子化の進行は深刻な問題となっており、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、幼児期の学校教育や保育の量の拡充や質の向上、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、平成24年8月「子ども・子育て支援法」が制定され、新しい「子ども・子育て支援制度」が平成27年4月よりスタートします。

このような中、本市では少子化対策を最重点施策の一つに位置づけ、本計画においても、国が求める就学前の支援策に限定せず、市民のニーズ調査の実態や要望をふまえ、更なる子どもの健康の確保・福祉の充実・保育や教育環境の整備を進め、若者世代が、「子育てはやっぱり白杵がいいね」と言われる取り組みを推進していきます。

具体的には、結婚、妊娠期、乳幼児期、更には小・中・高の就学期までの一貫した総合的な支援体制の整備や、子育て世代のさらなる負担軽減、子育て環境や支援サービスの充実などです。また、これらの子育て支援を推進するため、地域の人々が子育て家庭を温かく見守り、子育てを応援するまちづくりを進めます。

子どもは未来を創る地域の宝です。白杵で育った子どもたちが成長し、人生にある幾多の困難をたくましく乗り越え、幸せな未来をつくっていただけるよう願っています。

今後とも、国、県をはじめ関係団体や地域社会との連携を図りながら本計画の着実な推進に努めて参りますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やお力添えを頂きました「子ども・子育て会議」委員の方々をはじめ、ニーズ調査にご協力頂きました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

白杵市長 中野 五郎

も く じ

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画策定体制と点検・推進体制	2
6 本市における他計画との関係	3
第2章 白杵市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題	4
第1節 少子化の現状と将来人口推計	5
第2節 ニーズ調査からみた子育て世代の意識	11
第3節 『すくすく健やか白杵っ子育てプラン』後期行動計画の検証	25
第3章 計画における基本的な考え方	26
第1節 基本理念	26
第2節 基本目標	27
第3節 めざす姿	28
第4節 計画の施策目標と体系	28
第4章 施策の展開	31
第1節 地域における子育て支援環境の整備	32
第2節 子どもが健康に生まれ育つ環境づくり	52
第3節 子どもの生きる力を育む教育環境の整備	63
第4節 きめ細やかな対応が必要な子どもと親への取り組みの推進	70
第5節 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり	77
第6節 子育ても仕事もしやすい環境づくり	83
第7節 子どもにとって安心・安全なまちづくり	88
資料編	92
1 保育所、幼稚園、小・中・高校一覧	93
2 子育て支援サービス一覧	96
3 白杵市子ども・子育て会議例	100
4 白杵市子ども・子育て会議委員名簿	102

第 1 章 計画策定にあたって



1、計画策定の背景

少子化対策は、平成元年の合計特殊出生率が 1.57（人）に落ち込んだことを契機として始められ、平成 17 年度から 10 年間の時限立法で「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。これにより、本市では、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえた「すくすく健やか白杵っ子育てプラン」を策定（前期 H17～21、後期 H22～H26）し、すべての子育て家庭を応援、支援するまちの実現に向けた取り組みを推進し、教育・保育環境の整備や医療費の軽減、小中学校の教育環境整備等、子育て支援施策に取り組んできました。

しかし、平成 16 年からの 5 年間の平均年間出生数は 324 人であったものが、平成 21 年から平成 25 年の平均では 267 人に減少し、平成 25 年の年間出生数は 235 人となり、多くの市町村同様、少子化を止めることはできていない状況です。

国においても、結婚観の変化（晩婚化・非婚化の増加）や様々な社会的要因から少子化には歯止めがかからず、平成 24 年 8 月には、社会保障と税の一体改革による 3 党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため「子ども子育て支援関連 3 法」が公布されました。これにより、市町村においては、子ども・子育て支援を強力に推進するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられることとなりました。

2、計画の位置づけ

本市における事業計画は、平成 27 年度から施行される新しい子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目及び任意記載項目に加え、平成 26 年度末で計画期間が終了する『すくすく健やか白杵っ子育てプラン』（次世代育成支援後期行動計画）を引き継ぐ計画と位置付け、本市が目指す子ども・子育て支援のビジョンや環境整備等の支援施策を幅広く記載することとします。

「子ども・子育て支援法」

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする

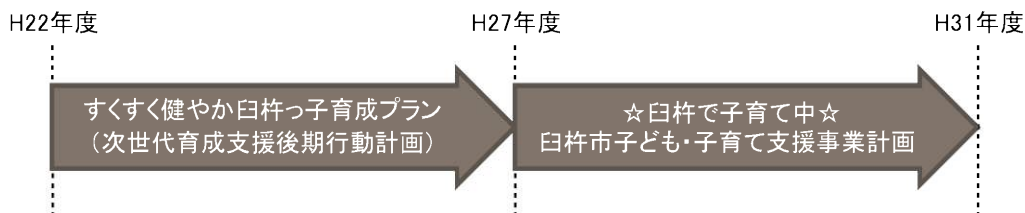
「次世代育成支援対策推進法」

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。



3、計画の期間

「子ども子育て支援事業計画」は、5年を1期として策定するものとされています。よって本事業計画は平成27年度から平成31年度までを計画の期間とします。



4、計画の対象

- 本市在住の0歳（結婚・妊娠期も含める）から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢を限るなどして幅を持たせ、柔軟な対応を行います。
- 対象の年齢層の人と、それ以外の人との地域でのふれあいは必須であり、これらの活動も本事業計画の対象範囲であることから、地域全体で支えあう計画とします。

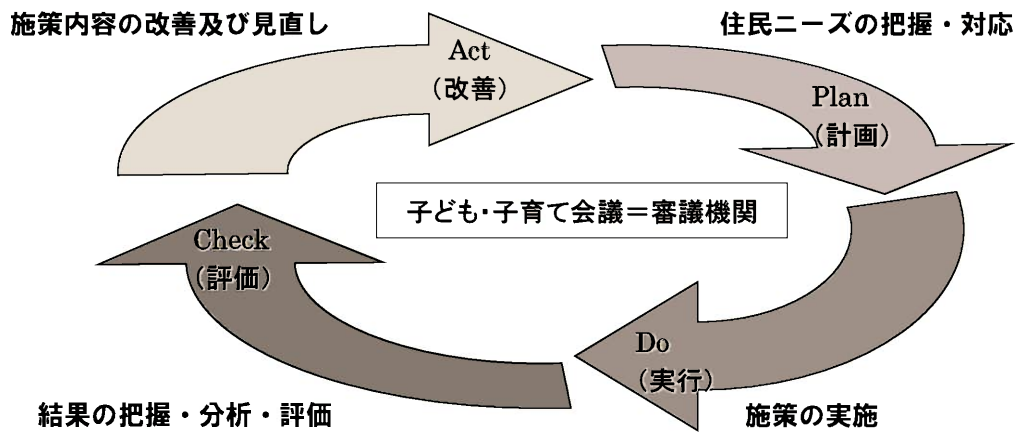
5、計画策定体制と点検・推進体制

- 本計画の策定にあたっては、平成25年12月に実施した子育て世代に対するニーズ調査の結果を基に、庁内関係課による検討会、作業部会及び臼杵市協働まちづくり会議の生涯現役推進部会による検討に加え、市民・関係団体等からなる「臼杵市子ども・子育て会議」を設置し、審議を重ねました。

- ①「臼杵市子ども・子育て会議」委員からの意見
- ②「子ども・子育て支援事業計画策定に関する市民へのニーズ調査」の実施
- ③臼杵市総合計画での市民アンケート結果
- ④市民意見募集（パブリックコメント）の実施

- 本支援計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを確立し、各年度においてその実施状況を把握・点検し、その進捗状況を公表するとともに、その後の実施や計画の見直し等に反映させていきます。数値目標を掲げた項目については、各担当部署において進捗状況を把握し、本計画策定事務局である福祉課子育て支援室で一括管理していきます。

※各担当部署：福祉課子育て支援室、保険健康課、教育委員会、協働まちづくり推進局、市民生活推進課、財政企画課、同和人権対策課、都市デザイン課、産業観光課



6、本市における他計画との関係

○ 本市の他の行政計画との関係について

「白杵市まちづくり基本条例～市民が主役！幸せを実感できるまち」を核とし、「第2次白杵市総合計画」や関連する他の計画とも調和が保たれたものとします。

また、今後策定される予定の計画についても、整合を図ります。

・計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

○ 関連する計画

☆第2次白杵市総合計画

☆白杵市男女共同参画基本計画

☆人権教育・啓発推進基本計画

☆健康日本21 白杵市計画

☆白杵市地域福祉計画

☆障がい者計画

☆特定事業主行動計画

☆社会教育方針及び年間計画

☆食育推進計画

☆障がい福祉計画